

2026年6月29日

株 主 各 位

東京都千代田区麴町一丁目7番地
株式会社エフエム東京
代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第61回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第61期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告致しました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、期末配当金は当社普通株式1株につき60円と決定致しました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、その具体的内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 当社元専務取締役に対する役員退任慰労金支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

第61期 期末配当金のお支払いについて

「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封致しましたので、ご確認願います。

【ご参考】定款一部変更の件の内容

定款変更新旧対照表

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
第1条～第9条（条文省略）	第1条～第9条（現行どおり）
（株主名簿管理人）	<削除>
第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。	
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	
③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	

変 更 前	変 更 後
第 11 条～第 14 条（条文省略） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設> （決議の方法） 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第 17 条～第 45 条（条文省略） （中間配当） 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 （剰余金の配当等の除斥期間） 第 47 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 附則 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。 第 2 条 前条及び本条は、2026年7月31日までを有効とし2026年8月1日をもって前条及び本条を削除するものとする。	第 10 条～第 13 条（条数繰り上げ） <削除> （電子提供措置等） 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して電子提供措置事項記載書面を交付する。但し、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部については、交付する書面に記載しないことができる。 （決議の方法） 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席（書面又は電磁的方法による議決権の行使を含む、第19条第2項、第30条第2項において以下同じ）し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第 16 条～第 44 条（条数繰り上げ） <削除> （剰余金の配当等の除斥期間） 第 45 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 附則 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。 第 2 条 前条及び本条は、2026年6月30日までを有効とし2026年7月1日をもって前条及び本条を削除するものとする。